

令和 4 年 第 9 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和 4 年 第 9 回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和 4 年 9 月 1 5 日 (木) 午後 1 時 1 5 分

1. 場 所 箕面市立市民会館 2 階大会議室 2

1. 出席者	教 育 長	藤 迫 稔 君
	代 表 教 育 委 員	
	教 育 長 職 務 代 理 者	山 元 行 博 君
	委 員	高 野 敦 子 君
	委 員	稲 田 滋 君
	委 員	高 橋 太 朗 君

1. 付議案件説明者

副 教 育 長	藤 村 彩 夏 君
兼子ども未来創造局担当部長	
子 ど も 未 来 創 造 局 長	岡 裕 美 君
子 ど も 未 来 創 造 局	
担 当 部 長	浅 井 文 彦 君
子 ど も 未 来 創 造 局	
副 部 長	藪 本 正 博 君
子 ど も 未 来 創 造 局	
担当副部長兼人権施策室長	濱 口 悟 君
子 ど も 未 来 創 造 局	
担 当 副 部 長	今 中 美 穂 君
子 ど も 未 来 創 造 局	
担 当 副 部 長	山 田 睦 美 君
子 ど も 未 来 創 造 局	
担 当 副 部 長	小 西 二 朗 君
保育幼稚園総務室長	鉾之原 史 樹 君
保育幼稚園利用室長	福 田 浩 子 君
教 育 政 策 室 長	乾 敬 一 朗 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 室 参 事

中 村 友 美 君

教 育 政 策 室

平 井 由 貴 子 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 (仮称) 箕面市立船場小学校の校種の評価に関する要綱制定の件
- 日程第 4 箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則改正の件
- 日程第 5 (仮称) 箕面市立船場小学校の校種に関する評価専門委員の委嘱の件
- 日程第 6 箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件
- 日程第 7 箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件
- 日程第 8 箕面市賃貸物件による民間保育所整備費補助金交付要綱制定の件
- 日程第 9 箕面市教育委員会の所管に係る令和4年度一般会計補正予算(第7号)の件
- 日程第10 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第11 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件

(午後1時15分開会)

○教育長(藤迫稔君) : ただ今から、令和4年第9回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長(藤迫稔君) : ただ今の報告とおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長(藤迫稔君) : それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、稲田委員を指定いたします。

○教育長(藤迫稔君) : 次に、日程第2「教育長報告」を行います。議案書の活動報告ですが、本日はそれを各自ご覧いただくということで、この間の教育委員会を取り巻くいろいろなことについてお話をさせていただいて、教育長報告に今日は代えたいと思います。まず1点目ですが、箕面市立小学校の管理職が痴漢行為により逮捕された件ですけれども、8月23日に、逮捕が発覚しまして、各校長には校長経営会議、臨時校長経営会議で情報の共有と再発防止、今後二度と起こさないようにということで徹底しております。翌8月24日に保護者説明会を行いました。さすがに厳しい指摘、ご意見がございましたが、学校のほうで真摯に回答し、その後のしかるべき対応については、きっちりと対応するというので終えています。厳しい意見ばかりだったそうですけれども一部には、この危機を保護者と学校で一緒に乗り越えていこうというような、応援をいただけるような声があったというのを聞いてます。それが救いだったと思います。どちらにいたしましても被害に遭われた方、児童生徒、保護者に

非常に迷惑をかけたのと、また、真面目にやってる教職員にも迷惑かけたなというふうに思ってます。新聞紙上、ネット等でも取り上げられましたので、市の信頼を著しく失墜させてしまったということで、改めてお詫び申し上げたいと思います。教育委員の皆さんからも厳しい指摘をいただきましたのでそれも含めて、今後しっかりと取り組んでいきたいと思います。なお、本人との接触については、警察の捜査が終わるまで接触しないようにと言われたんですが、先般捜査を終了したという報告を受けましたので、今後本人から十分な聞き取りをした上で、しかるべき対応をしていくことになりますのでよろしくお願いいたします。2点目が幼稚園、認定こども園で、バスに置き去りになったという件で、先ほど始まる前に、各市内の園の状況をご報告させてもらいましたけれども、市内でバス送迎を行っているのは認定こども園が4園と私立幼稚園1園の5園です。これまでも、しっかりと対応をしまして、もちろん必ず降りる時の点検、あるいは車内の消毒等も兼ねて点検もしてますし、登園状況等もしっかりとやってるということですが、今回の件を踏まえて、もう一度マニュアルの徹底ですとか各園で再発事故が起こらないようにということで、徹底するということを聞いております。3点目ですが、これも新聞等で大きく取上げられましたが、国連が日本の教育の支援教育の分離教育について強い要請を行ったということです。障害児が特別支援学校や特別支援学級に分離されることで通常の教育を受けにくくなっているとして懸念を表明し、障害児を分離する現状の特別支援教育をやめるよう日本政府に強く求めたということです。またその中で、文部科学省が今年の4月に、全国の教育委員会に発した通知で、特別支援学級が担うそもそもの役割からいうと、やはり、通常学校で学ぶ時間は週の半分程度、逆に言うと、支援学級のほうで学ぶ時間をやっぱり半分は必要であるというようなことからその文書の撤回を求めたというようなことも、その要請の中にあったようですけども、その後文科大臣の発言では、いやこれは逆にインクルーシブ教育を進めるために発出した文書なので、撤回する意向はないというようなことになってます。いずれにしてもこの動きは少し頭の隅に置きながら別にこのことに我々は引きずられる必要はありませんので、今進めている支援教育充実検討委員会、その後の結果を踏まえて、我々是对応をしていこうと考えております。次に、部活動の地域移行を始めているんですが、第1回が9月3日に行われました。第一中学校、第三中学校、彩都の丘学園のテニスと、第三中学校のソフトボールです。私も見に行きましたけれども、静かに動き出したというところで、まだその課題が、どんな課題があるとか、子どもたちがどう受け止めたとか教職員がどう受け止めたというところまではいってませんが、まず今のところは第1回目が、無事に終わったということで見てる限りでは、子どもたちも普通にやっているようでしたし、体育連盟の指導員さんも、熱心にやっていたいただいていたかなというふうに思います。また、

おいおい回を重ねるごとにやっぱり問題点や課題点が浮かび上がってくると思っていますのでそれを踏まえて今後進めていきたいなというふうに思ってます。それからこれもちっと事前に協議会のほうでお話ししましたけれども、市長と子どもたちの意見交換会ということで、よくやられている市民に対してのタウンミーティングみたいな感じで、全ての中学校に市長が出向いて、その生徒といろいろ意見交換をしようということです。取組の方法は特に決めていませんので、ある中学校ではその学年で取り組んできたことの発表という場で意見交換するということもありますし、あるところは生徒会役員を対象に生徒会として何か意見を言いたいというような、いろんな取組です。テーマを見ますと、例えば校区をより住みやすいまちにしていこうためにというようなこととか、政治への無関心からの脱却という難しいテーマですとか、SDGs とか、キャリア教育の取組の内容についてということで、いろんな幅広い内容で市長と意見交換されるようです。どんな感じになるかわかりませんので、私もちょっと楽しみにしてるんですけど、もし時間が合うようでしたら、教育委員さんにもものぞいていただけたらいいのかなあというふうに思ってます。最後に、あと国の概算要求がそろそろ見えてきました。最終どういう予算になるかわかりませんが、我々がやろうとしていることに対しての内容も含まれているようですので、しっかり、我々見落とさないように取り組んでいきたいなというふうに思います。以上で教育長報告にかえさせていただきます。

○教育長（藤迫稔君）： 何かご質問・ご意見ございますか。

○委員（稲田滋君）： さっきのバスの問題なんですけど、5つの幼稚園とこども園から出てるという。これを見せていただくと箕面学園幼稚園だけは、目視で1番後ろの席から前の席まで、歩いて目視で確認ということで書いてあるんですが、多分他の幼稚園もやっていると思うんですけど、1番後ろの席まで歩いて目視するんやというのを徹底していただきたいと思います。

○教育長（藤迫稔君）： 先ほど私もちょっと触れましたが、あれは園バスのコロナ対策で消毒するというのも、マニュアルに入っている。きちんとその消毒さえ、出来ていれば最後の席までもいくやろうしということで。ただ、私も報道でしか見てないんですが、いくつも防げるチャンスがあったと思う。一つだけここだけを怠ったからなっただというんじゃないくって、ここにもここにもここにもここにも、その子どもの命を救える機会があったのに、物の見事にそれを全て見逃している。ミスが起こるっていう時にはそういう幾つものミスが重なるということですけども、こういうバスのこと以外にもね、我々やっぱり仕事をしていく上で、残念ながら、どれだけ頑張っても人間のすることなんで、ミスしてしまうことがあると思うんですけども、そのミスを誰かが見つけてフォローするというこういう組織での対応というのがやっぱり大事なというのは今回の事故で改めて感じましたので、そこはひとつよろしくお願ひしたいな

と思います。事務局のほうから、特に私の言ったことで、ちょっとここも言っておきたいとかいうのはないですか。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。

○代表教育委員（山元行博君）： 日程第3、議案第43号「（仮称）箕面市立船場小学校の校種の評価に関する要綱制定の件」及び、日程第4、議案第44号「箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則改正の件」を議題といたします。これらの議案は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、市立病院跡地に新設することとしている（仮称）箕面市立船場小学校につきまして、令和3年2月に策定されました箕面市新改革プランにおける整理を踏まえ、施設一体型の小中一貫校建設の可能性を含めて検討するかどうか、学校の種類（校種）の再検討が必要かどうか、の判断を今後教育委員会で行うための材料を得るため、教育やまちづくりに知見のある学識経験者から意見聴取を行うための制度を設けようとするものです。まず、議案第43号といたしまして、（仮称）箕面市立船場小学校の校種の評価に関する要綱の制定についてご提案しております。その内容につきましては、制定しようとする要綱の第2条において、（仮称）箕面市立船場小学校の校種に関する評価専門委員を置くこと、その委員に、①校種の再検討の必要性、②校種の再検討の妥当性について評価を求めることを、要綱第3条において、この専門委員の人数は4人以内とすること、任期を3ヶ月とすること等を、要綱第4条において報酬及び費用弁償を箕面市規程で定めるところに従い支給する旨を、その他、要綱第5条以降においては、専門委員の服務及び懲戒については、地方自治法施行規程に定めるところによることとするともに、専門委員による評価の結果については文書による報告を行うこと、これら以外の必要な事項は、教育委員会において定めることとしております。なお、この専門委員の選任と、専門委員への調査の委託につきましては、地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定により、箕面市長と教育委員会との協議の成立が必要とされておりますが、本件協議については教育委員会からの委任を受けている事項として、教育長において、箕面市長との協議を、令和4年9月7日付けで完了していることを、申し添えます。次に、議案第44号におき

ましては、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則改正の件といたしまして、議案第43号のご議決をもって（仮称）箕面市立船場小学校の校種に関する評価専門委員が置かれることを前提に、同規則の第2条第1項第18号に定める、その任免については教育長に委任せず、教育委員会が行うとする者に（仮称）箕面市立船場小学校の校種に関する評価専門委員を加えるための改正を行おうとするものです。

○教育長（藤迫稔君）： それではこれらの議案の審議をするに当たりましては議論の前提として、船場地域に新設する学校の現時点における状況を共有することが必要になると思いますので、これまでの経緯と現状の説明を続けて、事務局でお願い出来ますか。

○子ども未来創造局教育政策室長： 令和2年第1回箕面市教育委員会定例会におきまして船場地域への小学校設置の件のご議決をいただき、船場地域に小学校を設置することが、教育委員会において確認されました。次に、令和2年第1回箕面市議会定例会におきまして、箕面市立小中学校設置条例改正の件が議決されまして、その後、この条例の改正条例の公布を経まして、船場地域に設置する学校を小学校とすることが決定されました。その後、令和3年2月に策定されました、本市の財政改革プランである箕面市新改革プランにおきまして、（仮称）船場小学校の再検討が、見直しメニューに挙げられ、市立病院跡地に新設予定の小学校については、新病院の方針が決まり次第、よりまちの魅力が高まるよう、施設一体型の小中一貫校建設の可能性も含めて検討することが示されました。令和4年10月をめどに、新病院の運営方針等を市として決定すると聞いておりますので、教育委員会といたしましても、この段階で、施設一体型小中一貫校の建設の可能性も含めた再検討について判断する必要がございます。以上が経緯と現状でございます。このように、過去に教育委員会といたしまして新設校は小学校が望ましいといたしまして、市議会においてもご議決いただいていることから、まずは学校の種類、校種について再検討するべきかどうかということについて、慎重に検討する必要があると考えています。この検討のために、学識経験を有する第三者から、今回の校種の再検討について評価していただき、その評価を得た上で、教育委員会として、改めて再検討を行うか否かのご判断をいただきたいと考えています。

○代表教育委員（山元行博君）： ありがとうございます。論点を整理して議論を進めたいと思います。まず、（仮称）船場市立小学校の学校の種類、校種について、再度検討を行うことについて、質問意見等はございますでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）： 今、事務局の説明と少し重なる部分も出てくるかと思いますが、議論する前提ということなので、なぜ校種の再検討のために第三者の評価をもらうという提案をしているのかについて説明したいと思います。これまでもいろいろなところで、経過は説明させていただいておりますけども、事

務局からの説明がありましたように我々としては小学校でということで実際に条例改正もして、小学校になったわけなんです、市長が変わられて新改革プランの中で、厳しい財政状況、コロナの影響もありますし、北急延伸で思いのほか経費も上がった、あるいは市立病院を移転させるにも莫大なお金がかかるということで、当時新改革プランの中では、新規事業については一旦止めようと、止めた上で再検討しようということになりまして、船場の小学校についても新規事業ということで止まるということになりました。あわせてそれはいつ検討をどう進めるのかということにつきましては、市立病院跡地に新設予定の小学校については、新病院の方針が決まり次第、よりまちの魅力が高まるように、施設一体型の小中一貫校建設の可能性も含めて検討しますとされました。また今年度の施政方針にも同じように書かれてまして、我々に課せられたのは病院の行く末が見えてきたら、施設一体型の小中一貫校の可能性も含めて検討するということになってます。ただ、我々としましては、2年も3年もかけて市民の方々にワークショップ入っていただいて、どうするこうするという激論をした中で、我々のほうで小学校にするということを決定したという経過もありますので、正直なところ「施設一体型小中一貫校を検討してくれ」、「はいわかりました」ってということには中々ならないのかなというふうに思っています。それだけ市民を巻き込んだこの取組って重たいもんだなというふうに思ってます。ただ一方で、やっぱり学校の設置者は市長になり、それは紛れもない事実ですので、このまま手をこまねいて何もしないというわけにもいきませんので、どうなるにしてもここで第三者の客観的な意見をいただいて、それを一つの材料として今後どうしていくのかということの材料にしたいということで、今回第三者からの評価をいただくというふうになったと、こういう前提ですのでよろしくお願いしたいと思います。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（稲田滋君）： いつだったかは忘れたんですが、箕面市教育委員会として船場につくる学校は小中一貫校が望ましいという方針を出したときもありましたよね。だから、教育委員会としても小中一貫校は望ましいというような言い方をして、その次にやっぱり小学校やということになって、また今回見直しをするかどうかを検討するということになったんですけど、その辺りの経過をもうちょっと詳しく教えていただけますか。

○子ども未来創造局教育政策室長： これまでの間の校種の検討の経過についてご説明いたします。この船場地域の小学校建設のお話は、前市長が船場周辺エリアに新たに一つの小学校区とする学校建設や校区調整をマニフェストに掲げて市長に当選されたことから始まります。先ほど委員にご指摘いただきましたような意見を教育委員会として表明いたしましたのは、平成28年9月に、前市長から教育委員会に対しまして、船場地域における小学校の新設について意

見を聴取したい旨の依頼があり、平成28年11月に教育委員会から、長距離通学の負担軽減及び通学路の安全性確保の観点から、船場地域に小学校を新設することが必要であると考え。なお、新設する学校は9年間の連続した教育課程を展開して、子どもたちの学びの連続性を確保することができる小中一貫校が望ましいと回答をいたしました。これをもちまして正式に船場地域への小中一貫校も視野に入れた小学校建設について検討する方針が決定いたしました。一方、平成29年度からこの方針を受けまして、箕面市通学区域審議会及びワーキンググループにおきまして、小学校区を中心にいたしました校区の検討を開始いたしました。校種、校区の検討とは別に、令和元年10月から11月にかけて、教育委員会におきまして本市の小中一貫教育の今後の方向性について議論をいたしました。市内には、施設一体型小中一貫校と小学校、中学校があるわけですが、全市的に小中一貫教育をどのようにさらに推進させていくのか、その取組についての基本方針を策定いたしました。方針といたしましては、次の3点でございまして、1点目は9年間の連続性のあるカリキュラムの策定、2点目は小中学校の区別のない人事配置、3点目は校区連携型の小学校中学校の学園化と学園長の配置、これらの基本方針の策定を受けまして、さらに新設校の校種について検討いたしました。先ほどの小中一貫教育のさらなる推進に向けた取組の基本方針をもって、特に施設一体型小中一貫校にこだわらず、小学校中学校においても、小中一貫教育を進めていくというところの方針が確認されたところでございます。それを受けまして、令和2年1月、教育委員会といたしまして、主に以下の理由で、船場地域にできる新設校を小学校とすることを決定いたしました。3点ございます。1点目、校種に関わらず、小中一貫教育を推進していく方針であるため、教育的観点で考えれば新設校の校種はどちらでも良い。2点目、施設一体型小中一貫校にした場合、第五中学校との併存が出来ない。3点目、第二中学校に四つの小学校が集まる状態になり、第二中学校の小中一貫教育の推進が困難になる。市内の校区連携型一貫教育の体制との差が大きくなるというような課題が生じるというところをもちまして、令和2年1月に教育委員会といたしまして、小学校とするという決定をいたしております。以上が経過でございます。

- 委員（稲田滋君）： 今、令和2年1月に、なぜ小学校にしたかというような話の理由でですね、五中の話とか、二中に四つの小学校が集まるんやというような話が出たんですが、私は五中校区に住んでるんですけどね。五中の位置というのは、箕面市の一番端にあって、豊中市との境界のところに、五中が建っている。それでよく聞いたのが、五中で吹奏楽とかやっていると豊中側からもっと静かにと言われる。あとそれ以外の部活もいろいろ苦情が来る、豊中側からね。もうそれはやっぱり豊中側の人にとったら、自分の子どもも行かないしうるさいだけじゃないかというようなことだと思うんですけど。

やっぱり学校が市の端にあるというのは、あまり好ましいことじゃないと前からずっと思っています。それが移転できる機会があるんだったら、移転出来たらいいなあというように思っています。そういう理由で、五中があるからということと、もう一つ二中が四つの小学校から行く、四つの小学校から来たら小中一貫教育がやりにくいというような理由で小学校になったということやったんですけど、それも、四つの小学校から来たらやりにくい、二つやったら良いというのがよくわからない。なぜ四つやったらあかんのか。四つのいろんな小学校からいろんな子ども達が来たら、何か楽しいんじゃないかなというようにも思います。それが、例えばきちんとした根拠があって、こういうふうに出ているデータが出ていて、だから四つの小学校から来るのはよくないと言うならわかりますけど、データもなしに、ただ多いからよくないというのは、ちょっと理由になりづらいなというように思っています。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）： 確かに今の1中4小がなぜ駄目なのかっていうことについては、なかなか掘り下げた議論を当時もしたわけではなくって、まず一つは保護者側から見たときにその他の箕面市内で、まずは箕面市は小中一貫教育をやります、これが前提であった上での話ですけども、保護者側からどう見えるかということ、小中一貫教育を進めるのであるならば、一番いいのは、一つの中学校と一つの小学校であったら、「施設が離れてても、何かやりやすいよね」っていうのは何となくイメージで分かるんですけども、それが二つになって「二つでも何とかなるよね」というか、本市ではそのパターンが多かったわけなんで、保護者から見ると、それについては余り違和感がない。でもそれが三つ四つ増えていくと、デメリットの実態が何かというよりも、保護者から見ると、「それはどうなの」という意見は出るやろうなあっていうような議論で止まっていたので、そこは何か解決策があるのかみたいなのところも、実は私自身は、今回の第三者に入っている方々には、今、稲田委員がおっしゃってくれたような、「これは何を言うてんねん。今の世の中こんだけ、ICTが進んで1人1台になってるし、全国的に見てもこうやしこういう方法あるよ」というような意見は、実は期待しているところなんで、そういうところももらえたらいいのかなというふうには思っています。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○委員（高橋太郎君）： 質問なんですけれども、この教育委員会として、小学校と決めた令和2年1月と現在とでは、先ほどお話にありました新改革プランが出たことを除いて、校種を判断するために状況的に何か変化があったのであれば教えていただけますでしょうか。

○子ども未来創造局教育政策室長： 令和2年1月と現在との状況の違いというところでございますけれども、現在コロナ禍を経まして、学校現場の環境も大

きく変わってまいりました。そういうことから、小中一貫教育の意義や重要性にも変化が生じている可能性があるかもしれないという認識がございます。そういったことも踏まえて専門委員にご評価いただきたいと考えております。

○委員（高橋太郎君）：ありがとうございます。

○教育長（藤迫稔君）：今、事務局のほうの説明したとおりなんですけど、もっといろいろ言いますと、北急の延伸に伴って、マンション建設とかは当時は建つだろうというのわかってましたけどもそれが具体になっていなかったのが具体に見え始めて、大体何戸ぐらいのマンションがいつに何棟できるというようなことも明確になってきました。昨日の文教常任委員会の中でのやりとりでちょっとびっくりしたんですけども、我々が想定してたのは、駅が近いんで相当な金額なんで子育て世帯はそういないんじゃないかなというふうに思ってたんですけど、委員会の中でこのマンションのことかわかりませんが、価格帯の議論が出まして、あれ、思っているほど高くないなという風に思いました。何が言いたいかというと、子ども達、人口の貼り付き状況やその中の子ども達の状況が、当時に比べてもう少しクリアに見え始めているということと、やはり大きいのはコロナの関係で、ICTが劇的に進んだと。1人1台はもちろんですけれども、普通に当たり前のようにそれを家に持って帰って、家と学校でオンラインでつながると、家と学校がオンラインでつながるということは、学校と学校ももちろんつながっていくでしょうし、そういった意味ではつながりやすいというような状況も大分変わったのかなと。我々の認識が今まではまちづくりの観点がなかったよねっていうことに対しては、確かに、まちづくりの観点は、当時なかったですねっていう、その学校というものを建設するに際しては、やはり教育だけではなく、しかも鉄道の駅が二駅も来るといって、そうそうないビッグプロジェクトの中で、学校建設についてはまちづくりのこともしっかりと視野に入れなければならないよねっていうことが、当時は思い巡らなかったのがここへ来て、なるほどなというような、我々の中の心境の変化もあったというのが大きな違いなのかなと思っています。

○委員（高橋太郎君）：いろいろ大きなことが変わってきているということもありますし、この再検討をすることで学校の設置が遅れるようなことは、ないんでしょうか。

○子ども未来創造局教育政策室長：この再検討を行うことによりまして学校の設置自体に影響が及ばないように進めていきたいと考えております。

○教育長（藤迫稔君）：もともと学校の設置は、もちろん病院が移設して今の病院を更地にして、それから建ててということなので、明確な年数は言えませんが、10年後ぐらいの話なんで、今回もし結論的に専門委員の意見を聞いて、再検討やということがあっても、時間的には十分、予定が今回

この再検討の仕組みが入ったから専門委員の仕組みが入ってくるから遅れるということはないんですよ。ただ、学校というのはやはり転居する人にとってはやっぱり大きい。まずどこに転居しようと思った時に、子どものおられる家庭はまず「学校はどこですか」というふうになるんで、できるだけ早くに、ここの校区はどの学校になりますよっていうのを周知しないとイケない。そういう意味では、その周知の期間は、多少ですが劇的に遅れるってことはないですけれども、周知の期間が多少短くなることはありますけれども学校がそこに建つというのは10年後の話なので、そこには影響は受けません。

○委員（高橋太郎君）：周知の都合とかはあるかもしれないけれども、基本的に、子どもたちに直接、悪い影響があるわけでもないと思いますし、時間的な余裕があるんでしたら、せっかくなのでもっともっと、子ども達のためになる学校はどのような学校なのかという議論を深めるべきだと、私も思います。でも、いろいろこれまでの経緯もありますのでこういったことを第三者に諮るとするのは適切なんじゃないのかなと思いました。これは意見です。

○代表教育委員（山元行博君）：私のほうから、午前中に聞いておけばよかったが、1点だけ。ワークショップをやってる時に、結構多数の方が反対を示されて、何かと抗議をされていたような印象を持ってるんです。その時に、ワークショップで何を反対されてたのか、概要だけ教えてもらえませんか。

○子ども未来創造局教育政策室長：ワークショップにおきまして反対のご意見が出されたりしておりましたのは、小学校区の校区割りの問題でございまして、船場地域に建てる学校の種類、小学校なのか施設一体型小中一貫校なのかというところについて大きな反対意見はございませんでした。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○委員（稲田滋君）：今、校区の話が出たんですけどね。例えば、これで見直すべきだというようなことになって、やっぱり小中一貫校を建てるんやというようなことになった時に、前回の校区割の時は中学校の校区はもう全然検討してないということでしたので、やっぱり小中一貫校になると、通学区域審議会というのはまた、改めてやるということなのかどうか教えてください。

○子ども未来創造局教育政策室長：船場に建設する学校が施設一体型小中一貫校とした場合の校区割りの議論でございますが、委員のご指摘のとおり、中学校区を新たに見直す必要も出てまいりますので、その場合は通学区域審議会を開催することになると考えております。

○教育長（藤迫稔君）：当時、小学校区だけ決めて中学校区は決めてないってことはないんですよ。小学校校区決めて中学校区もきちっと決めたんですよ。ちょっと我々の言い方が悪かったんですけど、その時に、仮に施設一体型の小中一貫校になったら、中学校区はどんなことになるのかっていう議論はしなかったということで、一応小学校と中学校の校区はやったということです。

○委員（稲田滋君）： そうしたら、今の校区割りだったら五中に行くのは、中小の半分と船場小ですか。小中一貫校になったときは、その船場小の子だけが中学に上がるわけですね。

○教育長（藤迫稔君）： それは、その当時に施設一体型になったらどうなるかなあという議論をし始めた時には、そういうことだったんで、それが別に正しいとか、今それになってるとかいうのが、今施設一体型になった時のことは公表されてないんですけど、我々はそうなるなと思ってたということです。

○委員（稲田滋君）： はい、そうならとりあえず通学区域審議会は必要だろうと。開催することになるだろうということです。

○教育長（藤迫稔君）： もう少しそのくだりを丁寧に経過説明すると、市長と我々の中でやりとりがあって、小学校はいるよね、出来たら施設一体型小中学校がいいよねっていうところでとどまって、ワークショップを始めて、まず小学校区を決めましょうと。その時もワークショップの方からしたら、「いや、小学校なのか施設一体型小中一貫校なのか決めてよと。その前提がないのにとりあえずどっちになるかわからないけど小学校区決めてってそれは殺生や」というようないろんな意見はあって、それもごもつともやなと思いながら、それでもまず小学校を決めましょうということで小学校区を進めました。だからその時には何が建つかかわからないけれども、小学校区まで。小学校区が見えてきて決まりそうになったら今の議論です。そろそろ中学校区を決めなあかんねとなった時にさすがにそこに立つのが小学校か、施設型の小中一貫校かによって、中学校の校区は今みたいに変わってくるわけなので、その時に、ここまで来たんやったらもう決めてしまおうということでさっき事務局が言ったいろんなことを言って、小学校になったという。だからそこで施設一体型の小中一貫を建てた場合の、中学校区の話はそこでなくなって、小学校だったら中学校区はこうやねっていう、最後、小と中と決まったと、こういう経過があった。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に移りたいと思います。次に（仮称）箕面市立船場小学校の校種に関する評価専門委員の設置と委員からの意見聴取に関して、質問意見等はございますでしょうか。

○委員（高野敦子君）： この（仮称）箕面市立船場小学校の校種の評価専門委員の設置なんですけど、その専門委員に対して、何を評価してもらうのかっていうのを確認させてください。それからあわせてその第三者評価はどのように開催していくのかについても確認させてください。

○子ども未来創造局教育政策室長： まず、何を評価してもらうのかという部分でございますが、小学校とされております船場に建設する学校の種類、校種につきまして、施設一体型小中一貫校を含めて再度検討することの必要性和妥当性について評価をお願いしたいと考えております。スケジュールでございますが、今後のスケジュールといたしまして、この定例会でお認めいただいた後、

また1回目の意見聴取といたしまして9月下旬ごろに、主に過去の経緯を説明して評価をいただきたいポイントのご説明をする場を設けたいと思っております。続きまして2回目を10月上旬ごろ、ここで主に意見聴取を行うとともにいただいたご意見に対して事務局からの説明を行うことを考えております。全部で3回の意見聴取を予定しておりますが3回目は10月下旬に行いたいと思っております、この場で最終的な評価をいただき、文書でもご提出いただきたいと考えております。最終の評価をいただいた後に、11月の教育委員会定例会にお諮りして、再検討の必要性についてご判断いただきたいと考えております。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは採決にうつりたいと思います。（仮称）箕面市立船場小学校の校種を再検討するか否かの判断を行うこととし、議案第43号及び議案第44号を原案どおり可決することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 恐らく、今ご議決いただいて第三者から評価をいただく、それで今度の方向性を検討する材料にしようということに関しては、私さっき言いましたけれども、2年も3年もワークショップでご尽力いただいた市民委員の方、市民の方に説明すれば、それはそれで仕方がないよねっていうことで、この今の段階では、特に異論を唱える方は少ないのかなと思ってますけれども、これが次のステップに入りますと、実際に校種が変わってしまうという選択肢もあるわけですので、そうなってくると少し、「いやそれはな」という意見が出てくると思うんで、関わってもらった方々には今後丁寧に、何かことが進むごとに、説明をしていかないと、全てが決まってからこうなりましたということであれば、異論の大きさも大きくなりますので、できるだけ小出しに今こういうことをしてますよ、今こんなことになってます、こういうことで、次のステップに行きます。結果、次のステップに行ったらこういうことになりましたというのは、ポイントポイントにやっぱり説明していかなければならないのかなというふうに思ってます。それと第三者評価のスケジュールというのはあらまし我々のほうで引いてるんですが、これは実際には第三者評価の方からどういう意見をもらえるのかあるいは、専門委員さんの中でどんな議論をされるのかということによっては、多少前後することにはなるかもわかりませんが、我々の目途としては11月の教育委員会会議ぐらいには何とか次のステップに入るのか入らないのかというようなことを、議論出来たらいいなというスケジュールになっておりますので、またひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第5、議案第45号「（仮称）箕面市立船場小学校の校種に関する評価専門委員の委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、先の議案第43号でお認めいただきました（仮称）箕面市立船場小学校の校種の評価専門委員の委嘱を行うため、提案するものです。委嘱を行おうとしている方々4名の委嘱についてご提案いたします。まずお一人目の増田昇様は、大阪府立大学名誉教授でいらっしゃいます。農学、都市計画をご専門とされ、日本造園学会会長、日本都市計画学会副会長、箕面市通学区域審議会会長を務めてこられました。お二人目の樋口弘造様は、元彩都の丘学園校長でいらっしゃいます。これまで箕面市教育委員会教育推進部専任副理事（小中一貫教育担当）兼彩都地区小中一貫校開校準備室課長、初代彩都の丘学園校長、子ども未来創造局担当部長を務めてこられました。三人目は、錢本三千宏様で、大阪教育大学の特任教授でいらっしゃいます。学校運営、教員育成、ICTを活用した教育活動をご専門とされ、大阪市立小学校校長、大阪市立市岡商業高等学校学校評議員、大阪市立韮幼稚園学校評議員を務めてこられました。最後に、四人目の岡田耕治様も、大阪教育大学の特任教授でいらっしゃいます。教育学をご専門とされ、大阪府教育行政評価審議会、箕面市教育委員会の委員会活動評価委員を務めてこられました。いずれの方も、まちづくり、教育の視点から、貴重なご意見をいただけるものと考えております。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：できるだけこの委員さん方には丁寧に当たっていただいて、私のほうからお願いと言え、将来的に、学校の形はどう変わっていくのかわからないけど、そんなところまでもし御示唆いただけるのであればありがたいと思うし、できるだけ個別にじっくり当たっていただいて、公平な形でご意見を伺っていただいて、それを集約していただければありがたいなと思っております。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）：この専門委員さんを選ぶ際にですね、やはり箕面の事情をよく知ってる方もやっぱり入ってほしいなと。それから逆に全く知らなくて、一般論で世の中的にこういうことになってるよ、今傾向はこうなってるよっていう、今までの経過に引きずられずに、ニュートラルに意見を言っていた方、その両方がいるなと。どっちかに偏ってしまうというのはあまりよくないなというようなことで、バランスをとれたいい人選なのかなと思っております。代表が今おっしゃられたように、一堂に介すると、やはりその過去の経過を知ってる方が一生懸命会議の中で、そのことを言い出すと、一方の知らない

ニュートラルで、本来はこうやねんけども、何かそんな経過でこの人一生懸命、言っているから、まあそこはいろいろあるやろっていうようなこともね、危険性がありますので、やはりそれはもう、専門委員さんのちゃんとした意見を聞こうと思うと、まずは個別に当たってみて、ほぼほぼ個人の方の意見が出尽くしたなというところで、最終調整として、意見まとめに集まるのはこれはありかと思うけれど初めから集まりますと、やっぱりどなたかの意見に引きずられる、1番引きずられる可能性があるのはやっぱり経過をよく御存じで経過のことを懇々とと言われるとそっちに引きずられるのかなというふうに思ってますので、我々もそういう方向で、個別にというふうには考えております。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第45号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： ご議決いただきましたところに基づき、第三者による評価の聴取を早急にすすめ、本年11月の箕面市教育委員会定例会では、(仮称)箕面市立船場小学校の学校の校種の再検討を行うか否かについて、結論を出したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第6、報告第68号「箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長： 本件は、箕面市立かやの幼稚園及び箕面市立なか幼稚園が令和6年4月に箕面市立幼保連携型認定こども園に移行することに伴い、定員等の関係規定を整備する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。主な改正内容ですが3点ございます。1点目は定員に係る規定の改正でございます。かやの幼稚園、なか幼稚園に令和5年度に入園する4歳児につきましては、令和6年度の(仮称)ちゅうぶ認定こども園開園時に、5歳児として、認定こども園に引き継ぐことになります。認定こども園の1号認定いわゆる幼稚園系の5歳児受入れ定員が35名であることから、令和5年度の4歳児入園募集に向けて、かやの幼稚園、なか幼稚園の4歳児の定員を合わせて35名と設定したものでございます。また、改正前の定員は、4歳5歳合わせた定員として各園とも175名と規定をされておまして、これまで、近年の園児数と乖離した定員となっていたため、今回のかやの幼稚園、なか幼稚園の4歳児の定員変更とあわせまして、各園とも、4歳児35名、5歳児35名と、実態に即した定員に変

更をさせていただいたものでございます。2点目は、定員超過の場合の入園決定、決定方法に関する規定の改正でございます。これまで定員超過の場合、抽せんにて入園決定を行うこととされておりましたけれども、定員超過の場合は、抽せん以外の方法でも、入園決定を行えるように、規則改正をしたものでございます。これにつきましては、また地域に先行いたしまして、令和6年度に、かやの幼稚園、なか幼稚園が認定こども園に移行いたしますけれども、公立幼稚園でこれまで実施をしていない給食の提供ですとか、預かり保育を新たに実施すること等に伴いまして、仮に市全域から入園希望があり、ちゅうぶ認定こども園の定員を超えた場合、在園児の弟妹も同園と一緒に通えるように、入園を優先することや、ちゅうぶ認定こども園周辺の地域在住の園児を優先すること等の、入園選考を可能とするために、抽せん以外の方法も可能とすることとしたものでございます。最後3点目ですけれども、規則に規定をしております、入園願書等の各様式の保護者印を、様式から削除し、手続を簡素化したものでございます。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第68号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第7、議案第46号「箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長： 本件は、箕面市立幼稚園各園における学級編制におきまして、異年齢による学級編制、複式学級を可能とするため、箕面市立幼稚園条例施行規則の一部を改正するものでございます。主な内容ですが、現行規定では、学級編制につきましては、幼稚園設置基準の定めによる旨を規定をしておりまして、幼稚園設置基準では、同じ年齢にある幼児で編成することを原則とするとされております。一方で、令和6年度開園の（仮称）ちゅうぶ認定こども園への統合に伴って、令和5年度末で閉園となるなか幼稚園などでは、令和5年度公立幼稚園入園児のさらなる減少が発生する可能性がございます。仮に令和5年4月の4歳児入園児童が数名程度であった場合などにも、集団活動を可能とするため、今回、学級編制に係る規定を改正をし、異なる年齢にある幼児で学級編制することができる旨を規定するものでございます。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（稲田滋君）： 複式学級にするのに、団体活動というか、ある程度の人

数がいるということ、その辺をもうちょっと詳しくご説明ください。あとそれ以外に、こんなメリットがあるというのがあれば教えてください。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長　：　複式学級にした場合のメリットでございすけれども、一定の規模の集団を確保するということで、多くの友達と関わる機会を確保でき、それが協調性や向上心を育むことにつながるということ。それから、集団とすることで、例えばグループワークができるようになるとか、そういった活動の選択肢の幅が広がるということで、様々な体験の機会を確保できるということがまずあると考えております。加えまして、異年齢の交流というようなメリットもございます。例えば、5歳児は年長児として、4歳児に対して、お兄さんお姉さんとして、例えば4歳児の着替えを手伝ったり、野菜の水やりなどを教えるなど、年長児としての自覚や成長が育まれます。一方4歳児につきましても、お兄さんお姉さんの振る舞いを日々、接することで、自分が来年、どのような姿になっていたいか等の見通しなども持つことができるということで、相互の成長につながるということも考えております。そのほか、年齢ごとに学級を編制する場合につきましては、例えば、数名に満たないような園児に対しまして、担任教諭1名、例えば支援時加配職員等の職員への配置も行うというような可能性もございますが、複式学級とすることで、財政効率の観点からのメリットもあるというふうに考えております。

○教育長（藤迫稔君）　：　それに関してですが、以前は市内に私立幼稚園で縦割りで行っていたところがあると思うんですけれども、そこは、聞いた話では、もう縦割りをやめたようなことも、認定子ども園になった時にやめたのかどうかわかりませんがその情報が何かあったら、わからなかったらわからないでいいですけど。

○子ども未来創造局担当副部長　：　今のところ認定こども園6園あるうち2園ほどは、3歳、4歳、5歳児の縦割りを、今もやっていらっしゃるというふうに認識しております。

○代表教育委員（山元行博君）　：　他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、議案第46号を採決いたします。

本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）　：　次に、日程第8、議案第47号「箕面市賃貸物件による民間保育所整備費補助金交付要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長　：　本件は、市内で賃貸物件を活用し、

新たに保育所を整備する民間事業者に対して、その整備等にかかる費用に対して、国補助事業を活用して、補助金を交付するため、要綱の制定をご提案するものです。主な内容としましては、補助対象、補助基準額等は、大阪府安心子ども基金特別対策事業費補助金交付要綱に定める事業の内容としておりまして、貸主に対して支払う礼金及び建物賃借料に係る費用に対する補助及び改修等に係る費用の補助を行うもので、賃借料に対する補助基準額は、1施設当たり4100万円、改修費等に対する補助基準額は、施設定員数により設定されており、定員20名以上59人以下の施設の場合は、1施設当たり3,549万円で、その費用の4分の3を補助するものです。現在、船場地域にある既存の2歳児までの19人定員の小規模保育事業所が、令和5年4月に、5歳児まで40人定員の保育所として開設を予定しているもので、本補助金を活用し、今年度中に整備をするものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（稲田滋君）： 補助は施設を改修するのに、出すということでしたかね。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 施設の改修費用に対してと、賃貸物件を活用してになりますので、その家賃分についても補助の対象になっております。

○委員（稲田滋君）： 今回のこの分は、賃貸の分も含めてということになるんですか。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： はい、賃貸物件を活用した保育所整備になります。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第47号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第9、報告第69号「箕面市教育委員会の所管に係る令和4年度一般会計補正予算（第7号）の件」を議題いたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、令和4年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和4年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。令和4年度箕面市一般会計補正予算第7号として、学校教育関係につきましては、歳入におきまして、国庫委託金、ふるさと寄附金等の増額により、1,229万4千円の増額を、歳出におき

ましては、萱野東小学校増築事業及びいじめ防止対策事業等の実施に伴い、5, 202万6千円の増額をそれぞれ計上しています。子育て関係につきましては、歳入におきまして、国庫補助金等の増額により、465万5千円の増額を、歳出におきましては、国庫補助金返還事業等の実施に伴い、2億493万5千円をそれぞれ計上しています。生涯学習関係につきましては、歳出におきまして、生涯学習センター管理運営事業（臨時）の実施に伴い、222万7千円をそれぞれ計上しています。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第69号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第10、報告第70号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、人事発令を行う必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第70号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第11、報告第71号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、去る令和4年8月18日に開催いたしました令和4年第8回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第71号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○委員（稲田滋君）：子どもに2万円配るというのがもう既に皆配り終えてるんですね。あれが割と使えるところが少ないような声があちこちから出てるんですけど、そういうお声を聞いているようでしたらちょっとその辺を教えてください。

○子ども未来創造局担当副部長：市を代表する議員さんのほうからも、もともと、QUOカードPayをお配りした時に、そのQUOカードPayが使えるお店がやっぱり少ないということで議会等でもご指摘をいただいているところにはなります。実際に8月末までにお配りをするということでやっているんですけども、まず今、市民の方から8月末を中心にお声としていただいたのは、まだ届いていないという声を多く寄せられているんですけども、実際に使えるところが本当に少なく困っているというお声については、実際のところはあまり今の段階で多く拾えていないというような状況でして、ないということはないんですけども、その声が多いかと言われましたら、早く到着してほしいというお声のほうが進むところは多く拾っているというような状況ではあります。ただ議会のほうでも、なるべくそのQUOカードPayという形で、お配りしているので、使えるお店をなるべく確認をしていくということですか、使えるお店を増やしてほしいということを事業者のほうと継続的に話していくということをご指摘を受けてまして、それについては取り組んでいっているというふうな状況ではあります。

○教育長（藤迫稔君）：いつかの時点で増えると言っていなかったか。

○子ども未来創造局担当部長：補足ですけども、一応、QUOカードPayの1枚は大阪府の事業です。大阪府内で今時点で、3000店舗ぐらい使えるんです。プラス1万円している分は箕面市で、箕面市内で使えるお店をもっと増やしてくれという要望は聞いています。議員さんのほうからお聞きしてるんですけど、ある程度それでQUOカードPay社にはうちのほうからも言ってます。できるだけ増やしてくれと。秋ぐらいには、ちょっと増える見込みとのことで聞いています。

○委員（高野敦子君）：今ちょっと、お答えいただいた内容で、届かないっていうのは、何でそんな事態になってるんですかね。

○子ども未来創造局担当部長：実際届いて、お留守だった場合に、郵便局に受け取りに行かないといけませんが、その期限が切れて、大阪府に返還されていたら、市に言われてもわからないんです。QUOカードPayの委託業者のほうに電話してもらわないと。もう1回送る形になるので、そこは時間がやっぱりかかってしまうんです。確か郵便局に1週間程度で取りに行かないといけない。その間に行かない方が結構いらっしゃるようです。

○委員（高野敦子君）：届いた1家庭として、やっぱり発送しましたって案内が来てから、書留ですって言われたから、これはいないといけないと思って、そしたら、確かに2～3日届かないんですよ。何でってなって。だって発送しましたって市が言ってるし、実は私は郵便局の人に一度聞いてみたんですよ。届かないんですかって聞いてみたら、もう郵便局側でやっぱりその配達記録を取らないといけないんで、この日に一斉に配達するって決めてるみたいなんです。それが本当に発送しましたの案内から3～4日後だったんですよ。なんかそういうずれも、多分、その時点で、何日から何日ぐらいに届きますっていう設定が決まっているんだったら、案内してたらみんな多分、印鑑つかないといけない、受け取らないといけないと。誰もね、大変やから再配達とか嫌なんですよ、正直、そういうのって。だからやっぱりそういうところが何か今回ずれてたところも原因じゃないかなと思いました。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○委員（高橋太郎君）：質問なんですけど、今度、安倍元首相の国葬があるじゃないですか。あれは、子ども達の学校生活に何か影響することってありますでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）：メディアでも流れてますけども、今のところ特にその教育委員会とか学校に対して何かを求めることはないというのを報道で我々も聞いている程度で、何か大阪府からあるいは国から何かそれに関して通知が来たとかいうことがないので、今のところはそういう感じです。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：事務局から「その他、教育行政に係る報告」について申出を受けますが、いかがですか。

○代表教育委員（山元行博君）：以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案5件、報告4件は、全て議了いたしました。教育長にお返しします。

○教育長（藤迫稔君）：ありがとうございます。これをもちまして、令和4年第9回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後2時31分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長 （本人自署）

委員 （本人自署）